

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）の情報公開が派遣元事業主に義務付けられました。（法第 23 条第 5 号）

以下に、情報提供項目を公開いたします。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \times 100$$

○実施事業所名・事務所所在地

株式会社 行廣国際アカデミー

〒328-0011 栃木県栃木市大宮町 2496-5

令和 6 年 6 月現在

| | |
|----------------|--|
| 派遣労働者の数 | 10 人 |
| 派遣先の数 | 1 社 |
| マージン率 | 40.5% |
| 派遣料金の一人あたりの平均額 | 16,800 円（1 日あたり 8 時間換算） |
| 派遣労働者の賃金の平均額 | 10,000 円（1 日あたり 8 時間換算） |
| 労使協定の有無 | <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無（終期令和 8 年 3 月 3 日） |
| 教育訓練に関する事項 | 入社時教育・安全衛生教育 |
| その他事項 | 社会保険・労災保険・有給休暇 |